

救援運動の再建と政治犯の釈放(3・完)

梨木作次郎氏に聞く

はじめに

- 1 大原社研と治安維持法裁判資料
- 2 3・15, 4・16事件の公判闘争(以上519号)
- 3 敗戦と救援団体の再建(522号)
- 4 政治犯の釈放研究の遅れ(本号)

4 政治犯の釈放研究の遅れ

この間、政治犯釈放の経緯について調査を重ねておりました。調査を行っていて文献も研究もきわめて手薄なことがわかりました。

僕は、戦後改革期における日本社会・労働史研究の一環として、政治犯釈放の問題について研究を始めたばかりです。政治犯の釈放それ自体、僕は、戦後日本の社会・労働運動における原点の位置にあるだけでなく、旧体制の崩壊と新しい政治主体の形成という点でも興味があります。

けれども調査してみましたら政治犯釈放に関する本格的な研究は無く、日本現代史研究でも未開拓な領域にあることがわかりました。研究書として強いてあげるなら、竹前栄治さんの『占領戦後史』(双柿社、1980年)くらいだと思います。

政治犯の釈放に関する研究の遅れは、資料収集の困難さや出獄者自身きちんとした記録

を活字として残していないこと、それに研究者自体、関心が薄く、聞き取り調査などをほとんど行っていない点があると思います。後者の点では、学術機関ないし研究者自体に責任がありますね。

資料の少なさの点では決定的で、「獄中の共産党幹部の釈放」(労働省編『資料労働運動史』昭和20・21年版、1951年)や、松本一三さんの「出獄前後 十月十日の思ひ出」(『アカハタ』第67～69号、1946年10月2日～10月13日)、さらにロベール・ギランなど府中刑務所を取材した外国人記者の訪問記などがある程度です。僕が集めました政治犯釈放に関する資料は先日、まとめてお送りしました。

梨木 ええ。

労働省がまとめた「獄中の共産党幹部の釈放」は、松本一三さんの「出獄前後 十月十日の思ひ出」の連載記事を中心に、一部を『アカハタ』の関連記事で合成したもののようです。また竹前栄治著『占領戦後史』の第2章「政治犯の解放」も、松本さんの『ア

カハタ』記事と『資料労働運動史』の「獄中の共産党幹部の釈放」を多用してまとめられております。

現在、政治犯の釈放に尽力された方の消息を調べております。江森盛弥さんや藤原春雄さんは亡くなりました。高橋勝之さんも2年前に亡くなっています。松本一三、内野竹千代、それに椎野悦朗さんらは健在のようなので、これからお手紙を書こうと思っております。調査にご協力をいただければと存じます。

梨木 椎野悦朗というと、50年問題での党分裂のとき臨中（日本共産党臨時中央指導部）の議長をされた方ですね。

そうです。椎野さんとはひょんなことから連絡がとれました。現在は千葉県君津市にお住まいで、お元気ようです。

政治犯釈放に関する研究はいろいろな理由、事情があって遅れております。まずは関係者からヒアリングを重ねて事実関係や事実経過を明らかにすることが重要だと考えております。そして聞き取りを重ね、できれば政治犯釈放に関する証言集を出版したいと思っております。

ところでこの間の調査の結果、政治犯釈放の手続きをとられたのは府中刑務所の場合、栗林敏夫弁護士と梨木先生であることがわかりました。本日はその辺のところを詳しくお聞きできればと存じます。

竹前著『占領戦後史』

梨木 竹前栄治著『占領戦後史』をはじめ、政治犯釈放に関する資料のコピーを送っていただき有難うございました。この本は、政治犯が解放されるまでの占領軍、日本政府、自由法曹団や解放運動犠牲者救済会などの動向が日を追って子細に紹介されていて大変役立ちました。

昨年（1987年）11月、あなたから「救援運動の再建と政治犯の釈放」について話してほしいとの連絡を受けまして、私は当初、自信がなかったのです。お手紙には「記録として残す証言」「経過と事実を正確に記録する」と書かれてありました。そうであれば、なおのこと正確を期さなければならぬ。

けれども調べていて、眼前にその情景や人物の顔がはっきりと浮かぶものの、日付や名前がどうしても思い出せないことが多かったのです。私は現在80歳です。記憶が薄れるのは当然です。それで、国分寺市（東京都）の松本一三さんや、伊東市（静岡県）におられる太田慶太郎さんと連絡をとったりしておりました。松本さんからは私の健康を気遣いながらこのような返信がありました。

……。ぜひコピーをさせて頂きたいのですが。

梨木 承知しました。松本一三さんからはほかに手紙が届いておりますよ。のちに事務所でまとめてコピーをしましょう。松本さんは私と同じ明治40年生まれです。けれども彼は私より数倍、記憶がはっきりしている。この手紙でもわかるように、彼は非常に几帳面な方で、詳しい備忘録をつけていたのです。

ただし松本さんの手紙では、府中刑務所に在獄の徳田球一さんに私が最初に面会したのは1945年10月7日のことであると書いておりますね。けれども私の記憶では10月6日なんです。この日は解放運動犠牲者救済会が再建された日で、当日の午前中に府中刑務所に出向きました。この点はのちに述べます。

さて、竹前さんの『占領戦後史』ですが、私はこの本を読むうちばやけていた記憶がずいぶんはっきりしてきました。あの本では10月10日までの政治ドラマ、すなわち明治以来久しくつづいた天皇制の国家機構が占領軍による相次ぐ

民主化・非軍事化の指令のなかで音をたてて崩れていく様子が記され、私は何かドキュメンタリー番組を見ているような錯覚に陥ってしまいました。文章にも書き方があるのですね。「おや」という個所もありましたけれども、とにかく有益な本です。

竹前栄治先生は、日本における占領史研究のパイオニアの位置にあると思います。先生は、アメリカの対日占領政策について詳しく、『対日労働政策の研究』（日本評論社、1970年）や『証言日本占領史 GHQ労働課の群像』（岩波書店、1983年）などの著書・編著があります。僕はいくつかの研究会で同席することがあり、研究のうえで刺激を受けています。

梨木 政治犯の釈放について、司法省すなわち現在の法務省が何か報告書を出すとか、法曹関係者が回顧録のようなものを出版してその中で証言を行っているというような例はありますか。通説では敗戦以来、1945年10月10日までに全国でおよそ3000人の政治犯が釈放されたといわれております。実際はそれよりも僅かに少ないようですね。ともかく法務省や検察・警察当局がその経緯、人数などを公表することはまあ考えられない。しかし釈放に際しては弁護士が立ち会うこともあり、もしかしたら記録されているかもしれないのです。

なお調査を続けます。

政治犯釈放運動の二つの流れ

梨木 竹前さんが『占領戦後史』の本で、当時、政治犯の釈放を要求する運動として二つのグループがあった、と指摘しておりましたね。こう書いてあります。「獄外では、政治犯の釈放を要求する少なくとも二つのグループが活動していた。一つは、金斗鎔、金成功、排録らを中心とする朝鮮人政治犯釈放委員会であり、い

ま一つは、服部麦生、高橋勝之、藤原春雄らを中心とする政治犯釈放委員会である。この両者は解放運動犠牲者救援会を作り、事務所を三菱ビル二一館の梨木事務所においていた」（105頁）とあります。ここでいう「梨木事務所」とは私の事務所ですね。

私は1945年8月、9月の時点で、在日朝鮮人が「朝鮮人政治犯釈放委員会」という組織を結成していたとは知りませんでした。その「朝鮮人政治犯釈放委員会」なる組織は、実態を伴ったものだったのでしょうか。私は多少、疑問に思います。

豊多摩刑務所や府中刑務所に、あるいは横浜刑務所に朝鮮人の方が何人も治安維持法により囚われておりました。府中刑務所には徳田さんや志賀さんらと一緒に、金天海さんや李康勲という李王朝の血筋をひく独立運動家が入っておりました。金天海さんは1945年12月、日本共産党が合法再建を確認した第4回大会のとき中央委員になっていますね。私自身、調査したことはありませんけれども、敗戦の時点で、獄中にあった朝鮮人は相当数に及んでいたと思います。

竹前さんがあげている朝鮮人のうち、金斗鎔さんは1945年9月下旬ぐらいに栗林敏夫弁護士の名刺をもって私の事務所を訪ねて来られ、内野竹千代さんや藤原春雄さんを交えて打ち合わせを行った記憶があります。金天海さんと金斗鎔さんは、日本共産党の朝鮮民族部の責任者で、戦後すぐの時期に在日朝鮮人の運動をリードされた方ですよ。金斗鎔さんは私が戦後に会った最初の朝鮮人ですが、背が高くがっちりした体躯のひとでしたよ。

どのような用件だったのですか。

梨木 全国の刑務所に囚われている在日朝鮮人の消息を知りたいが、どうすれば確認できるのか調査に協力願いたい、という用件だったと

思いますね。金斗鎔さんからは10月10日のあと
も朝鮮人出獄者の補償その他のことについても
相談を受けた記憶もあります。

とにかく、政治犯の釈放に向けた取り組みが
朝鮮人運動家のほうが私より早かったことは
確かです。またこの朝鮮人政治犯の釈放運動に、
当初から栗林敏夫弁護士が一枚かんでいて協力
していたのです。けれども間もなく両者の運動
が合流したことは、この『占領戦後史』が指摘
する通りです。

私は先ほど竹前さんの『占領戦後史』の一節
を読み、「朝鮮人政治犯釈放委員会」が結成さ
れていたと断定することに疑問を呈しました。
それは、朝鮮人政治犯の釈放運動が無かったと
言っているのでは決してないのです。何々委員
会などと名乗っていても、せいぜい15、6人ぐ
らいのグループ的な組織で、何万何千人を結集
したというような団体ではなかったと思いま
す。このことは日本人の団体にもあてはまりま
す。

「政治犯釈放委員会」について

梨木 『占領戦後史』の一節に、政治犯の釈
放を要求する日本人グループのことについて、
「服部麦生、高橋勝之、藤原春雄らを中心とす
る政治犯釈放委員会」という個所があります。
この書き方は多少、事実と違います。少なくと
も誤解を招きます。

まず後者の「政治犯釈放委員会」という団体
ですが、このような名称の運動団体が結成され
ていたことについて私は承知していません。

「政治犯釈放委員会」という団体は、主には
私の事務所に集った解放運動犠牲者救援会のグ
ループを指していると思いますね。もしそうだ
とすれば人数も15、6人、多くても20人くら
いでしたよ。

「政治犯釈放委員会」というといかにも大所
帯で、組織もきちんと整った印象を受けます。
けれども実際は泉盈之進、内野竹千代、伊藤憲
一さんらを中心とする解放運動犠牲者救援会の
メンバーや、早いうちに出獄した藤原春雄さん
や服部麦生、高橋勝之、関根悦郎さんらが敗戦
直前に潜行して動き出して、そして敗戦を経て
この二つの動きが1945年10月初めに私の事務所
で合流した、というのが経過であり真実だと思
います。

松本一三「出獄前後 十月十日の思ひ出」

梨木 労働省が編集した先の『資料労働運動
史』の記事（前出「獄中の共産党幹部の釈放」）
に、このような記述があります。ここでは「そ
の（政治犯釈放）運動は、朝鮮人によって作ら
れた政治犯人釈放運動委員会や進歩的弁護士や
服部春（麦）生、高橋勝之、藤原春雄氏らを中
心とするグループなどが中心となって釈放運動
に重心がおかれていた。これらの人々によって
『解放運動犠牲者救援会』が結成され、まずそ
の連絡事務所が三菱二十一号館内梨木事務所
におかれた」（889頁）とあります（文中の括弧、
句点は编者）。

先に、事実の訂正を二点ほどしておきたいと
思います。一つは、政治犯釈放運動を中心とな
ってすすめたのは「服部麦生、高橋勝之、藤原
春雄氏」ではないと思いますよ。さっきも述べ
ましたが、彼らも加わった、私の事務所に集ま
った泉盈之進、内野竹千代、藤原春雄さん、そ
れに伊藤憲一さんらを中心とする敗戦前の出獄
者だと思えます。この点についてはのちに少し
詳しく述べます。

もう一点は、服部麦生、高橋勝之、藤原春雄
らの人々を中心に解放運動犠牲者救援会が結成
されたと書かれていますが、これは事実とまっ
たく違います。この点は重ねて申し上げておき

たい。救援会の結成を中心となって担ったのは泉盈之進、太田慶太郎、内野竹千代、砂間一良、伊藤憲一、関根悦郎、藤原春雄、江森盛弥、渡会秋高さんなどです。もちろん服部さんにしろ、高橋さんにしろ救援会の再建時から会員であり、結成に尽力されましたけれども、中心人物とは言えないと思いますよ。

この『資料労働運動史』の記述は、あなたが先ほど指摘されましたが、松本一三さんが『アカハタ』にマツモト・カズミの名前で発表した「出獄前後 十月十日の思ひ出」(前出)を典拠にしていますね。

そうですね。

梨木 この『アカハタ』の記事は、松本さんに連絡をとりましたら返事の手紙と一緒にそのコピーも入っていきまして先に読んでおりました。この三回連載の二回目の記事ではこのように書かれています。

「われわれが獄内で、こんなふうになべり強い釈放要求闘争をつづけているとき、社会においても政治犯釈放運動が組織的に、またいろいろのグループによってまきおこってきた。朝鮮の同志たちによって組織された『政治犯人釈放運動委員会』と進歩的弁護士やハットリ・ムギオ(中央委員候補)、現在アカハタ編集局で働いてゐる同志タカハシ・カツユキ、フジワラ・ハルオなどを中心につくられたグループなどである」(第68号、1946年10月5日)。

ここでいう「進歩的弁護士」とは、私や上村進、神道寛次、岡林辰雄、岡崎一夫さんなどを指しているのでしょう。

この松本さんの記事は、10月10日に徳田球一さんらが出獄する直前の状況、とくに府中刑務所における釈放要求闘争が詳しく紹介されていて、歴史資料としても価値があると思いますね。三回目の記事では、10月10日の当日、午前10時に門が開かれて出獄する16名の政治犯と、大雨

の中これを熱烈に迎える労働者、朝鮮人、市民の歓迎ぶりがいきいきと描かれていて、私自身、あの半世紀近く前の10月10日にタイムスリップしたような感じになりました。

私はこの日午前9時に府中刑務所に入りまして、刑務所側の担当者と打ち合わせを行い、いったん通用門を出て、徳田さんたちを迎えたのでした。『アカハタ』における松本さんの10月10日の描写は、私が記憶する情景とまったく同じで、繰り返しになりますけれども半世紀を経て彼の記事を読み、感動と感慨に包まれました。

それにしても松本さんが明らかに事実と違う服部麦生、高橋勝之、藤原春雄さんを政治犯釈放運動の中心人物と記したのはどうしてだろう。このことについては私自身、多少遠慮しまして、電話でも手紙でも尋ねなかったのです。

僕も昨年来、考えておりました。考えられる理由の一つは、松本さん自身いわゆる「府中組」の一人であり、彼が、外出が自由になって、連絡員として一足早く獄外に出たのが10月5日からであるといわれています。したがって松本さんご自身、8月15日の敗戦以降における獄外の政治犯釈放運動の取り組みや経過について知らなかった、という事情があると思います。

梨木 そうでしょうね。

も一つは、単純な理由です。松本さん自身、記事のなかで「現在アカハタ編集局で働いてゐる同志タカハシ・カツユキ、フジワラ・ハルオなど」と紹介しております。この記事を書かれた当時、松本さんは機関紙部に所属しておられ、「アカハタ編集局」の編集総務というポストにありました。日本共産党の機関紙部の責任者は主筆の志賀義雄さんです。松本さんは『アカハタ』の編集発行の名義人でした。調べましたら当時、高橋勝之さ

人も藤原春雄さんも『アカハタ』の編集部員だったのです。

梨木 なるほど。

ちなみに主筆に次ぐポストの編集局長は太田慶太郎さんでした。先の松本一三さんの記事で服部麦生さんの名前が冒頭に出ていますのは、これも記事中、肩書が付されていますが、役員、すなわち中央委員候補だったからであると思います。服部麦生さんは服部浜次の子で、戦前の“クートベ組”でもあり、いわばエリート党员です。服部さんは1946年2月24日からの日本共産党第5回大会で中央委員候補に就任し、機関紙部を分担されておりました。

梨木 なるほど。松本さんは政治犯の釈放や救援会の結成に尽力された方について、例として、ご自身の周りにおられた『アカハタ』編集局の関係者だけをあげられたわけですね。他意は無かったわけですね。

市川正一の獄死と司法省の対応

梨木 政治犯の釈放について中心となって運動をすすめたのは、団体でいえば解放運動犠牲者救援会と自由法曹団です。前者は10月6日、後者は10月8日の結成です。両者の運動は8月15日の敗戦を経て一週間もしないうち、私の事務所を拠点にもう合流ないし一体化した形で始まっていました。

私は三菱21号館に事務所を構えて以来、南巖さんや太田慶太郎、内野竹千代さんなどから豊多摩刑務所における政治犯の様子について聞いておりました。政府は1941年12月に太平洋戦争の開始にあわせて“左翼の残党狩り”を行い、このとき太田さんも内野さんも予防的に検挙されたのです。そして二人は一年ほど警察に留置され、釈放ののち1943年から連絡をとり始めたらしいのです。

南巖さんも太平洋戦争が始まる直前、これは日本共産党の再建運動に関係したという容疑で検挙され、1945年4月まで豊多摩刑務所に入っていました。彼とは釈放に際してお手伝いしたことや、同郷ということもあり、出獄してからも時折会って情報交換をしていました。

ちなみに南巖さんは南喜一さんの実弟です。私は石川県石川郡美川町の出身ですが、南さんも同じ郡の三馬村（現在は金沢市）だったのです。南巖さん自身、南葛労働会や全協の活動家として早くから活躍していました。彼も日本共産党の“クートベ組”でしたから、まあエリート党员とってよいでしょう。

さて、豊多摩刑務所に政治犯が何人いるのか、その待遇がどうなっているのか、彼らの健康状態がどうなのか、私自身とても気になっていました。太田さんと内野さんは10月10日までは私の事務所に詰めるような毎日で、来れば市川正一、徳田球一、志賀義雄さんなど獄中政治犯の消息をどうしたら知ることができるか分担して連絡をとり、状況分析を行っていました。

私が南巖さんと連絡をとったのは、彼が敗戦の数か月前まで豊多摩刑務所に入っていたわけで、市川正一さんの消息を知っているだろうと思ったからなんです。市川さんは3・15、4・16事件の公判や控訴審の一時期、豊多摩刑務所に在獄しておりました。調べますと市川さんは豊多摩刑務所ののち網走、千葉、そして宮城刑務所に移されていますね。けれども当時、戦争が終わる直前に市川さんが豊多摩刑務所の予防拘禁所に移された、といううわさが流れたのです。

このうわさは間違っていて、実際は徳田さんや志賀義雄さんら“府中組”のことだったので。徳田さんたちは1945年4月に米軍の空襲で豊多摩刑務所内の東京予防拘禁所が被災し、そのため府中刑務所に移されたとのことでした。

とにかく敗戦の年の1945年8月、9月の遅い時点まで、私たちは市川さんや徳田さんら日本共産党の幹部がどこの刑務所に拘禁されているのかわからなかったのです。

市川正一氏は敗戦の5か月前、1945年3月15日に宮城刑務所で亡くなっていますね。

梨木 そうです。しかし私らが市川さんの獄死を実際に知ったのは1945年9月下旬、もしかしたら10月の冒頭だったかもしれない。

内務省と司法省は市川さんの獄死をひた隠しに隠していたのです。私たちは司法省の刑事局や刑政局、それに中央、地方の検事局、とくに東京地方検事局に押しかけて教えろと要求したのです。ところが彼らは局長が不在とか、責任者がいないとか、あの手この手で逃げまくったのです。

司法省では、刑期が満了となって予防拘禁所に収容されていた政治犯や在獄中の政治犯所在について、これを秘匿として扱い、実際に緘口令を敷いていたのではないのでしょうか。義雄（実弟）さんの話では、市川正一さんが死亡したことを宮城刑務所から正式に連絡が届いたのは10月の暦をめくってからだったそうですよ。刑務所側は身内にもその死亡を知らせなかったのです。

市川正一さんは1929年の4・16事件で検挙され、以来、15年も16年も獄中にあり、拷問のはてに亡くなりました。享年53歳ということでした。人生の三分の一を獄中で過ごしたことになりますね。

松本さんが、この記事（前出「出獄前後 十月十日の思ひ出」）で「司法省は絶対に虚脱状態におちいつているのではなかった。彼らは意識的に、計画的に、ポツダム宣言の履行をサボタージュして政治犯人の釈放を妨害していたのだ」と書いていますが、実際にそうだったのです。

三木清の獄死

梨木 ご承知のように治安警察法、治安維持法、さらに思想犯保護観察法など明治以来つづく天皇制国家の弾圧法規が撤廃され、そして政治犯釈放の機運を一気に高めたのは、10月4日に占領軍が発した指令、いわゆる人権回復指令でありました。そのきっかけとなったのが、哲学者・三木清が獄死した報道だったと思います。日本現代史の通説ではこのように把握されておりますね。

三木清は戦争が終わっても囚われていて、9月26日豊多摩刑務所で獄死しました。死亡診断書は急性腎臓炎ということになっているらしい。けれども彼は拷問を受けて歯が折れてしまい、麦飯を十分に噛むこともできず、さらに疥癬によって全身が衰弱して死亡したということでした。

三木清の獄死に占領軍当局がいかに衝撃を受けたかは、この本（前出『占領戦後史』）でも少し紹介していますね。占領軍は直ちに、東久邇宮内閣に対して政治犯の実態に関する報告書の提出を命令し、10月2日には高円寺（杉並区）の三木清の自宅にわざわざ係官を派遣して甲意を表し、あわせて事情説明を求めているのです。占領軍が人権回復の指令を発したのはその二日後のことだったのです。

外国のプレスは早かったようですが、日本の新聞各紙が三木清の獄死を報じたのは、調べてもらいましたら、どうも10月に入ってからのようなんです。このうち『朝日新聞』の場合は10月5日でした。これがそうです。『読売新聞』と『東京日日新聞』（現在の『毎日新聞』）についてはまだ返事が届いていません。...そうだ、忘れないうちにお願ひしたいことがあるのですが。

何でしょうか。

梨木 当時、同盟通信社に山崎早市という記者がいました。その山崎という記者の所在です。健在かどうか、健在であれば住所と、彼が政治犯の釈放について回顧談や著書を出版していないか調べていただきたいのです。

承知しました。同盟通信社は間もなく時事通信社と共同通信社に分割されていますが、山崎さんはどちらに移籍されたかご記憶ですか。

梨木 時事通信社だと思います。山崎早市さんは当時、占領軍に張り付いて取材していた政治記者で、占領軍担当ですから涉外記者ともいっていたと思います。

話を戻しますと三木清の獄死については、私の記憶では山崎早市さんから情報を得て知ったのです。山崎さんは解放運動犠牲者救援会や自由法曹団の動きをニュースとして配信すると同時に、占領軍や内閣記者クラブなどで得た情報をこちらに流してもらっていました。

竹前さんのこの本（前出『占領戦後史』）に、1945年10月1日の「午後2時頃、R・ギラン、J・マルキュース、H・R・アイザックの三人のジャーナリストが、米軍将校を装って府中刑務所を訪れ、初めて政治犯たちと接触した」（107頁）とあります。

私たちは1945年9月下旬の時点で、東京予防拘禁所が豊多摩刑務所から府中刑務所に移って、徳田球一さんたちがそこに在獄していることをキャッチしました。当時、東京予防拘禁所の所長は根田兼治という人でした。ところが服部麦生さんや、私が4・16事件で弁護人を務めた高橋勝之さんが面会に行っても、根田所長は9月末の時点で「政治犯などいない」と言って片っ端から面会を断っていたのです。

それで一計をめぐらしたのです。まず私たちは同盟通信社の山崎早市さんに、徳田さんら日本共産党の幹部が府中刑務所の東京予防拘禁所に

在獄していることを伝えました。山崎さんは記者ですから外国人記者とも交流があるはずですが。話をしましたら、山崎さんはロベール・ギランなど同盟通信社に出入りしている何人かの記者の名前を挙げ、『星条旗』紙の記者のボスも知っているとのことでした。

『星条旗』紙とは『スターズ・アンド・ストライプズ』ですね。

梨木 そうです。アメリカ占領軍の機関紙です。結局、私は山崎さんと懇意だというロベール・ギランに事情を説明して、府中刑務所の政治犯について様子を見てきてくれと頼んだのです。そのロベール・ギランの府中刑務所の訪問が10月1日に実現しまして、彼の訪問がスクープという形で、同盟通信社の配信で日本の新聞でも報じられ、一躍注目されたのです。

私はこれまで、ロベール・ギランについてはフランスのAFP通信社の記者と思っていたのですが、どうも『ルモンド』の東京特派員だったようですね。山崎さんの話では、彼は日本に来る前は中国に駐在し、戦時中はおもに中国共産党支配の解放区に入ってその動静を取材していたらしい。ロベール・ギランとは府中刑務所に行ってもらったことで関係ができ、彼もその後2、3回、私の事務所に来ています。

なお山崎早市さんについて付言しますと、彼は私の事務所に顔を出した最初の記者で、敗戦の翌日ぐらいに訪ねてきました。彼の経歴については知りませんが、第一高等学校では伊藤律の先輩にあっていたのかな、事務所で彼のことが話題になったとき「伊藤は」と呼び捨てで呼んでいましたね。

また同盟通信社は政府の情報局と繋がっていたわけだから当然でしょうが、とにかく山崎さんは情報通でした。彼からは地方の刑務所に収容されている政治犯の動静についても情報提供をお願いしました。手紙は検閲があって遅れに

遅れ、電話も思うように繋がらない当時、同盟通信社は専用の回線と支局を構えていました。通信社には司法省や内務省、警視庁の記者クラブからも情報が入ってくるわけで、彼は情報の源にいたわけです。

話を元に戻します。とにかく三木清の獄死は、宮城刑務所で市川正一さんが獄死したという情報を得て間もなくのことで、戸坂潤の獄死とほとんど同時に伝えられたのです。戸坂さんは敗戦直前の8月9日に長野刑務所で獄死しています。

京都学派の左派で、当時の日本を代表する哲学者の三木清と戸坂潤の獄死が、市川正一さんにつづいて伝えられました。これは私事ですが、私は大学時代に三木清の『唯物史観と現代の意識』(1928年)という本を読み、いっきに哲学に興味をもちました。そして、弁護士になってからも唯物論について理解を深めたいと思っていたのですが、なにせ3・15、4・16事件の統一公判闘争で忙殺され、本を読む時間などありませんでした。

繰り返しになりますが、私は1933年9月13日に日本労農弁護士団事件で検挙され、1年数か月獄にいる間、私はヘーゲルの哲学書を差し入れてもらい、何冊かは原書で読むことができました。哲学書はどういうわけかスムーズに許可されて、読むことが認められたのです。逮捕されて本を読めるなんて皮肉ですね。

とにかく、三木さんと戸坂さんは日本における弁証法的唯物論の研究の開拓者というだけでなく、軍国主義に傾いて行く1930年代にあって日本の良識・良心を示した存在だったと思いますね。だから、二人の獄死を聞きまして私らは表現できないほどの衝撃を受けたのです。

神道寛次・久三兄弟

梨木 戦前の著名な社会運動家に神道久三と

いう人がいます。彼は最初、政治研究会や労働農民党の活動をしていました。そして、当時「レフト」と言っていましたけれども、日本共産党系のグループが『労働者』(1926年12月創刊)という雑誌を発行していて、神道さんは渡政(渡辺政之輔)らと連絡をとりながら、共産党の線で左派勢力の結集をめざしていたらしい。彼は1928年の3・15事件で検挙されましたが、その『労働者』の編集・発行の責任者でもありました。

実は神道寛次さんは久三さんの実兄なんです。神道寛次さんは弁護士では例のない経歴の持ち主で、もとは陸軍工科学校を出た技術将校です。彼が職業軍人の身ながら社会運動に関心を抱き、そして弁護士になったのは実弟の強い影響を受けてのことだったようです。弟が兄の影響を受けて志を抱くとか、人生の決断をしたという話はよくあることで、これが普通です。ところが神道兄弟の場合は逆だったのです。

神道寛次さんは弟の活動をよく理解されておりました。私はその昔、寛次さんが亡くなったとき自由法曹団の雑誌に「清貧の中で」(『団報』第65号、1971年9月号)と題する追悼の一文を寄せましたが、彼自身は清貧に生きられ、他方で一時期、久三さんの家族の生活を支えておられたのです。寛次さんは弟さんをたんに兄弟愛なんてありきたりの意味合いではなく、心底から尊敬しておりました。寛次さんは戦前、自由法曹団や日本労農弁護士団の会合などで話題になったとき、「うちは愚兄賢弟でしてね」とよく言うておりました。自らを卑下してのことでなく、むしろ弟を誇りに思っ言われていたのです。

その神道久三さんも敗戦の翌月、9月22日に獄死しています。久三さんは3・15事件で2年ぐらいい獄にありました。そして、彼は釈放されてからは川崎市で機械の修理工場を営してい

たのですが、1944年の4月か5月、ふたたび治安維持法違反の容疑で神奈川県特高課に検挙されたのです。

この1944年という年は横浜事件が起きた年です。この年、政府は3月10日に治安維持法をまたもや改正し、これがかつての左翼を予防的に検挙しました。久三さんもその一人だったので。彼は拷問で身体が衰弱し、赤痢かなんかの伝染病にかかってしまったようです。敗戦となって神奈川県警は慌てて、伊勢崎署が隠すような形で久三さんを病院に移したのですがその病院でなくなりました。獄死ですよ。そのときの寛次さんの落胆ぶりは……、言葉では言い表せないですね。

1945年9月から10月初めにかけて、以上のような経過、経緯がありました。

これは無責任でもなんでもないので、敗戦となっても政治犯がどういう状態にあるのか弁護士職にあった私らでさえ知らなかったのです。むしろ政府は予防拘禁制度や拷問など政治犯に対する扱いの問題が占領軍に知られ、政治問題として浮上することを懸念していたわけで、これを巧みに工作して隠していたわけです。権力が、敗戦のどさくさに紛れて、あるいは国民の目が届かないもとの政治犯に対して何かおかしいことをしないとこまがらない。亀戸事件の例もあるのです。

1923年9月、関東大震災のときの亀戸事件では南葛労働会の川合義虎や、平沢計七らの労働運動家が何人も軍隊によって殺されています。ちなみに亀戸事件は、神道寛次さんが軍隊内で、亀戸警察署で調べにあたっていた憲兵隊の兵士が川合義虎さんら労働運動の指導者を虐殺したという話を兵舎で耳にし、これを確認して山崎今朝弥さんや布施辰治さんに知らせたことで発覚したのです。これは有名な話ですよ。

大杉事件も起きていますね。

梨木 そうです。だからなおのこと事態は急を要し、政治犯の釈放について急がなければならなかったのです。泉盈之進さんをはじめ、内野竹千代、伊藤憲一、藤原春雄、さらに高橋勝之さんや服部麦生さんらが入れ代わり私の事務所に見せていて、事実上、寝泊まりしながら政治犯の消息について調べていたのです。

弁護士活動の限界

梨木 私は昨日、戦前にあつては裁判においても弁護士の活動においても、制度面で限界があったことを申し上げました。被告が治安維持法に違反したとして裁かれているのに、治安維持法の条文や内容を法律論として、あるいは憲法論との関係で問題にすることができなかったのです。私らは天皇制の問題に踏み込むことのない形で弁論を行うことを余儀なくされ、しかも弁護士の活動は法廷のなかに限られ、ひろく国民に訴えることはできなかったのです。

戦前、弁護士は裁判を公開にしろとか、被告を即時・無条件に釈放しろとかを裁判所に要求することができなかったのです。戦前の弁護士の活動は、せいぜい保釈の要求とか、情状酌量を考慮してほしいとか、面会・差し入れの要求など、語弊がありますが現在では問題にならないような要求が主なものだったのです。裁判所や法律それ自体、国家意思であつて、これを否定する形での弁護活動はできませんでした。

このことは敗戦となって、1945年10月15日に治安維持法が撤廃されるまでつづきました。敗戦となっても治安維持法事件の裁判はつづいていたのです。軍法裁判もあつたのですよ。また私らは弁護士ですから、在獄の政治犯に面会に行くわけですが、とくに刑期が満了となって予防拘禁所に在獄している政治犯については、接見を求めてもあれこれの理由を付けられて断られ、被告が刑務所でどのような状態におかれて

いるのか、身内や親族を含めて知らないことが多々あったのです。

弁護士が政治犯と自由に接見し、身内や友人などが自由に政治犯に面会ができる条件があれば、仮に拷問を受けてもこれを社会的に問題にすることができますし、救済・防止することができます。

のちに知ったことですが三木清については、近くに住む東畑精一先生だけが亡くなるまで面会や差し入れをなさっておられたそうです。豊多摩刑務所は中野区にありました。私の家の荻窪からも近い。三木清も杉並区高円寺に住み、東畑精一先生も三木さん宅から歩いて5、6分の東中野に住んでおりました。戸坂潤もその近くに住んでおりましたよ。東畑先生は農政学者です。東畑先生と三木清がどういう関係にあったか存じませんが、親しく交流されていたとのことでした。

三木清が巣鴨の東京拘置所に、そして1945年6月から豊多摩刑務所に収容されていることについては私も知らなかったのです。弁護士ですから、接見を経て、何か問題があれば刑務所側に、あるいは司法省に直接申し入れを行ってこれを是正させることができるわけです。ところが労農弁護士はばらばらにさせられ、私の場合は特高刑事の監視のもとにあり、接見でも制約を受けておりました。

56、7年の弁護士活動を顧みて考えることがあります。それは、被告の人権をどう守るかということです。被告の人権侵害は警察における取調べにおいても、刑務所における扱いにおいても、弁護士や身内や国民の目が行き届かないところで行われることが多いのです。被告の取調べの実態がどうなっているのか、刑務所における扱いがどうなっているのか、国民には知る権利があります。弁護士もこれを把握し、身内・親族に伝える義務があり、救済する責務が

あります。

戦前は弁護士の活動において乗り越えられない壁があり、結果として、被告すなわち政治犯の人権を守ることができませんでした。この点は認めなければならない。私は、政治犯の釈放の遅れに対する弁護士の責任の有無、というあなたの質問書を読みましていささかショックを受けました。弁護士と被告は当時、分断されていたのです。弁護士自身が尾行されるなど、厳しい時代だったのです。この点をどうか理解してもらいたい。

G H Qの人権回復指令

1945年10月4日、G H Qは政治的・市民的・宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書、いわゆる人権回復指令を発しました。G H Qの民主化・非軍事化路線に対応できなかった東久邇宮内閣は総辞職します。

この人権回復指令の発令は労働組合の結成を促し、日本社会運動におきましても転換点となっていると思います。先生は法律家として、この人権回復指令をどのように評価されておられますか。

梨木 年表を見ますと、これは「人権回復に関する5大改革指令」と呼ばれているようですが、占領軍は10月11日にも女性の解放、労働組合の育成、軍国主義教育の廃止などを指令しています。

これより先、専制的な天皇制国家の背骨をなす軍隊が解体され、つづいて10月4日の指令が出され、治安維持法や特高警察をはじめとする抑圧機構も解体されたという経過であります。これら一連の改革はまさしく革命、アメリカ占領軍主導の「民主革命」と言ってよいでしょうね。

もちろん革命といった場合、通常は被支配階級が自らの力で支配階級を打倒するという政治

権力の交代ないし転換を前提にしています。この点で、つまり厳密な意味で革命であったか議論があるところですが、実態として、占領軍が主導する上からの「民主革命」であったことは間違いない。

事実として、国民が人民戦線運動を展開して敗戦を促したのではありませんね。日本において反戦・反軍部の統一戦線は結成されませんでした。

梨木 ええ。確かに占領軍はアメリカ軍が主体で、いうところの「民主革命」もアメリカ占領軍のリーダーシップで行われました。けれども重要なことは、日本の「民主革命」がポツダム宣言にもとづいて連合国の意思、すなわち日本の民主・平和愛好勢力を含む国際的な民主主義の圧力と支持のもとに実行されたのです。この点をきちんと理解する必要がありますね。

一連の「民主革命」において10月4日の指令は、やはり決定的な意味をもっていたと思います。繰り返しになりますが治安維持法、思想犯保護観察法、国防保安法、軍機保護法など軍・警察のあらゆる弾圧法令が撤廃され、政治犯については10月10日までに釈放するよう占領軍が日限をきって命令したのです。

1945年10月5日付の『朝日新聞』に、岩田宙造司法大臣が10月3日に中国の中央通信社の記者に述べた談話が載っております。司法大臣は、ここで「政治犯人の釈放の如きは考慮してゐない」「(治安維持法の)撤廃は考慮してゐない」と述べています。政府はこの時点において、つまり敗戦から二か月近く経過しているのになお“国体護持”を叫び、治安維持法の撤廃も政治犯の釈放も考えていなかったのです。

この岩田司法大臣の談話がなされた翌日、占領軍は人権回復の指令を発して一切の弾圧法令の撤廃を日本政府に命じました。それだけでなく、占領軍は山崎巖内務大臣の罷免、警視總監、

府県警察部長の解任、さらに思想警察すなわち特高警察の即時廃止を命令したのです。そして、10・4指令から10日そこらで天皇制の軍事・警察機構がいわば音を立てて完全に崩壊したのです。

釈放運動の本格化

梨木 言われるように、占領軍による10月4日の人権回復指令が、労働組合結成の機運を促しただけでなく、労働運動を含む日本社会運動の起点となっていると思います。政治犯釈放の運動でもそうで、私らはあの人権回復指令に勇気づけられ、特高刑事の尾行・張り込みを気にすることなくかつての同志と堂々と連絡をとることができました。そして、翌5日からは豊多摩であれ、府中であれ、横浜であれ、いずれの刑務所でも面会が自由となったのです。

このことは先に言いましたでしょうか。私らは1945年9月下旬まで、徳田球一さんや志賀義雄さんなど日本共産党の幹部が府中刑務所にいることについて、所在を確認できずにおりました。だが当時、徳田さんたちがどうも府中刑務所にいるらしいという噂があって、これは朝鮮人の間で流れていて、藤原春雄さんがその噂をキャッチして泉盈之進さんに伝えられ、私も承知しておりました。

藤原さんらが椎野悦朗と連絡がとれ、またこの手紙にも記されていますように、獄外連絡員として先に出獄した松本一三さんが藤原さんや内野竹千代、伊藤憲一さんらと連絡がついたのは人権回復の指令が出された10月4日の前後のことだったと記憶します。内野さんが私の事務所をもち込み、正式に「解放運動犠牲者救援会本部」の看板を掲げたのは10月6日です。

政治犯釈放の運動が本格的に動き出すのも10月6日以降のことなんです。そして、当日から内野竹千代さんと伊藤憲一さんが10月10日まで

事務所に常駐して、専従的に釈放者受け入れの準備を始めたのです。

栗林敏夫弁護士について

昨日コピーさせていただきました松本一三氏の先生宛お手紙に、松本氏が10月5日に連絡員として府中刑務所を先に出られ、まっすぐ麹町区富士見町の栗林敏夫弁護士事務所を訪ねて釈放政治犯の受け入れを相談され、そしてその全国的な仮連絡所を栗林宅に設営した、とあります。松本さんが、三菱21号館の先生の事務所ではなく栗林弁護士事務所に行かれたのはなぜでしょうか。

梨木 それは、私らが府中刑務所の徳田球一さん、とくに黒木重徳さんときちんと連絡が取れていなかったからでしょう。だからこそ私自身、10月6日の午後に東京予防拘禁所に出向いて徳田さんに会ったのです。

出獄に際して“府中組”の窓口役を担っていたのは黒木重徳さんでした。当日、私が徳田さんに面会したとき、彼から「もろもろは黒木君と打ち合わせてくれ」と言われたのです。黒木さんは“府中組”の事務長的存在でしたね。実際にその年12月、日本共産党の第4回大会では中央委員会の書記局の事務長になっています。書記長は徳田さんが就任しています。

黒木重徳さんは1946年春に急死しました。彼は私より二つ三つ歳上でしたが、合わせて10数年も獄中に在った闘士とは感じられない物静かな方で、前年10月末に国分寺の「自立会」でお会いしたときはやや個人的な話もしたのですよ。黒木さんは京都帝大の法学部法律科を出られていたのです。

松本一三さんが連絡員として先に出獄し、真っ先に栗林敏夫弁護士を訪ねたのは当然かもしれない。というのは栗林さんは、4・16事件で検挙された三田村四郎（本名・四朗）の弁護士

でした。三田村は最初、3・15、4・16事件の統一公判では「徳田球一ほか何十名」かのグループにくぐられ、上村進さんが主任弁護士として弁護にあたっておりました。

昨日も言いましたが、1933年6月に佐野学、鍋山貞親が転向を表明し、三田村もこれにつづいて転向しました。三田村は、翌年5月の控訴審では佐野や鍋山と同じ懲役15年の判決が出て服役しました。彼は当時、市川正一さんや徳田球一、あるいは佐野・鍋山らに次ぐくらいの大幹部でした。

公判闘争において日本共産党も私ら日本労農弁護士団も、上申書を書いて転向した幹部被告に対しては、弁護人を辞退することもありました。三田村の弁護は、私らが根こそぎ検挙されたのち栗林さんが国選の弁護士として受けもったようです。この『全国弁護士大観』（1972年）によれば、栗林さんが弁護士登録を行ったのは1933年ですね。もしかしたら、栗林さんが弁護士となって最初に受けもったのが三田村だったかもしれない。彼は片山哲内閣のとき司法改革の委員となって最高裁の設立などに尽力された方です。

三田村四郎氏は、10月10日に徳田氏らと一緒に府中刑務所を出ておりますね。

梨木 そうです。調べますと三田村は敗戦の2年ぐらい前に刑が終わっています。けれども1941年3月に治安維持法が改正され、これに伴って5月に予防拘禁所の官制が公布された結果、釈放とならなかったのです。だから、三田村は小菅刑務所か豊多摩刑務所から府中に回され、敗戦の時点で徳田さんや志賀義雄さんらと一緒に府中刑務所の東京予防拘禁所に収容されていたのです。

当時、栗林弁護士から詳しく聞いていないので、これは私の推測です。栗林さんが府中刑務所に移された三田村に面接に行き、彼から、徳

田さんたちも豊多摩刑務所から予防拘禁所に回されて来ていることを聞いたと思うのです。それで栗林さんも政治犯釈放に動き出したのかも知れない。

他方で、徳田さんたちは敗戦を経て9月末か10月初発の時点において私ら解放運動犠牲者救援会の存在を承知していなかったと思います。繰り返しになりますが、私らが徳田さんたちが府中刑務所に在獄していることを確認できたのは9月下旬で、藤原春雄さんや伊藤憲一さんが椎野悦朗さんと連絡がとれてからだったと思います。

徳田球一に面会する

梨木 私は10月10日までに二回、府中刑務所の東京予防拘禁所を訪れて徳田球一さんに面会しています。最初の訪問は記憶では10月6日の午前中、午前中でも早いうちです。この日、伊藤憲一さんも府中刑務所に行って午後には徳田さんに会っています。

ところが、松本一三さんのこの手紙では私の府中刑務所の訪問が10月7日ではないか、と言われるのです。解放運動犠牲者救援会が結成されたのが10月6日の午後です。私はこの日の午後、救援会のメンバーとの打ち合わせを翌日に変えてもらって府中刑務所を訪ねました。

松本さんの手紙に、私が10月6日内野竹千代さんと一緒に麹町区富士見町2丁目の栗林さんの事務所を訪ね、そのさい松本さんとも会い、彼が「すぐ府中刑務所に行かれて徳田と面会してください。面会は自由となっています」と私に述べたと書いてありますね。

府中刑務所の状況を知るため、また何回か連絡をくださった栗林さんにお礼を申し上げるため栗林さんの事務所を内野さんと二人で訪ねたのは事実です。そしてその日は救援会結成の前日、すなわち10月5日だったと記憶する。

やはり私が最初に徳田さんに会ったのは10月7日でなく、6日だったと思いますね。というのは、10月7日は救援会結成後、最初の会議を私の事務所で開いているのです。またこの『占領戦後史』（前出）でも指摘されていますが、10月7日は徳田さんたちが占領軍に呼び出され、ジョン・エマーソンという対敵諜報部の係官より夕方まで尋問を受けているのです。だから私は10月7日に徳田さんに会えるわけがない。

どのような用件で行かれたのですか。

梨木 挨拶です。挨拶と出所のための法的な手続きをとること、それに徳田さんたちの意向を聞いて出所後のことを準備するためです。もし司法省に交渉しなければならぬ法的な問題や事項があれば私ら自由法曹団の弁護士がこれを行う、という用件で訪ねたのです。

問題は何もありませんでした。徳田さんは「根田所長からはすぐに出て行ってほしいと言われているが、府中刑務所をいつ出るかはわれわれ自身が決めるのだ。われわれは10月10日朝10時に出ることにした。物品の持ち出しと自立会の居住の件はよろしく頼む。万事、黒木君と相談して運んでくれ」といわれました。徳田さんはとても元気な様子で、気力満々の感じでしたね。

この10月6日に徳田さんは何人かの方と面会をされたようです。伊藤憲一さんが私より遅れて訪ねていますし、先に話した岩田英一も午前中に、私より少し早く訪れていて日本共産党の本部となっている敷地の提供を申し出ているようです。岩田英一とは徳田さんの部屋でかち合ったのです。

二回目の面会は10月8日の午後、夕刻だったと思います。この日は徳田、志賀義雄、黒木重徳の3人に会いました。当日、徳田さんと志賀さんは忙しかったようですぐ退席され、私はも

っばら黒木さんと出獄の段取りの確認や、自立会における受け入れ準備が整ったこと、解放運動犠牲者救援会と自由法曹団の共催で「自由戦士出獄歓迎人民大会」の開催を予定していることについて報告しました。

「自由戦士出獄歓迎人民大会」の開催は、10月6日、私や伊藤憲一さんが徳田さんと面会が終わった後、泉盈之進さんや布施辰治さんらと相談しまして10月10日の当日にこれを挙行することを決め、急きょ内野さんと伊藤さんが中心になって準備をすすめていたものでした。

これは一回目のときだったか、二回目のときだったかはっきりしないのです。たぶん最初の面会のときだと思うが、徳田さんが「出獄のときに発表する声明文ができています。わが党の戦後における活動指針も出来ている」と言い、傍におられた黒木重徳さんがサイズの不ぞろいの原稿をパラパラとめくって見せてくれました。

もしかししましたら『赤旗』（セッキ）の復刊第1号となった『人民に訴う』ではないでしょうか。

梨木 そうです。徳田球一さんと志賀義雄さんほか一同で発表された「人民に訴う」と、「闘争の新しい方針」の原稿だったようです。これは伊藤憲一さんが尽力して印刷され、10月10日の「自由戦士出獄歓迎人民大会」の会場で売られたようです。この小冊子は売れに売れて、のちに何回も刷ったようですね。私は当日、伊藤さんから一冊いただきました。これがそれです。

この『人民に訴う』は大原社研にもあります。やはり最初の頁のこの左端2行が墨で消されておりすね。研究所のものは、長らく閲覧に供するうち傷んでしまいました。できれば寄贈をお願いしたいのですが…。

梨木 よろしいですよ。寄贈します。

恐縮ですが、署名もお願いいたしま

す。

梨木 承知しました。この小冊子が印刷・発行される経緯について、伊藤さんが何年かまえに『南葛から南部へ 解放戦士別伝』（医療図書出版社、1972年）という本で紹介していますよ。ご覧になってください。ただし私の記憶と違う記述も何箇所かありますが、何十年前のことであり、これは仕方ないことでしょう。

“府中組”の出獄

梨木 私は先に、松本一三さんが10月5日より栗林弁護士の事務所に身を寄せて出獄政治犯の連絡や受け入れにあたった、との彼の手紙を紹介しました。当の松本さんも10月8日より私の事務所、すなわち解放運動犠牲者救援会の事務所に詰めるようになり、10日の当日まで事務所はごった返しました。同盟通信社の配信記事が10月4、5日より外国のプレスや日本の新聞各紙に掲載された結果、新聞記者や出獄した政治犯、さらに政治犯の家族がどっと訪ねて来まして、その対応にてんてこ舞いでした。

10月10日における徳田球一さんら“府中組”の出獄については、松本一三さんの「出獄前後十月十日の思ひ出」（前出『アカハタ』所収）の記事に詳しく紹介されています。この記事は当日の情景をみごとに紹介していて、何回読んでもそのつど胸が熱くなります。

当日は秋雨でした。風もあって、横なぐりの雨となっていました。私は9時前に刑務所に入って黒木重徳さんと打ち合わせを済ませ、いったん出て徳田さんらが出て来るのを正面玄関で待ちました。10時ちょっとすぎ、府中刑務所の正門玄関の扉が開かれ、徳田さんたち14、5人が一団で出て来ました。いっせいに拍手がおきました。このとき戦後における日本社会運動の幕が開かれたのです。

松本さんの記憶では雨の中700人近い群集が

歓呼で迎えたとあります。私の記憶でもそうで、大半が朝鮮人の方だったと思いますね。やがて出獄を歓迎する簡単なセレモニーが行われ、朝鮮人団体を代表して金斗鎔さんが歓迎の辞を述べました。そして、これに答えて徳田さん、志賀義雄さん、金天海さんが演説をしました。セレモニーが終わって参加者が雨のなか広場内を駆け足のデモ行進を行って集会はいったん解散したわけです。これらはまさしく松本さんが書いている通りです。

私はデモ行進のとき会場にいなかったのです。私はデモが始まる直前に会場を抜けまして豊多摩刑務所に急ぎました。というのは前日の打ち合わせで、神山茂夫さんなど“豊多摩組”も10月10日出獄することを決め、出獄にさいしては私が立ち会うことになっていたからです。太平洋戦争が始まった年の1941年3月に治安維持法が三たび改正されましたが、神山さんはその年の5月に予防的に検挙され、豊多摩刑務所に収容されて私自身、面会を重ねていたのです。

自由戦士出獄歓迎人民大会

梨木 1945年10月10日はほんとうに忙しい日でありました。80年の人生のなかで一番忙しく走り回り、かつ胸に染み込む思い出の一日となりました。大げさに言わせてもらえば、私は日本現代史の幕開けに立ち会ったのであります。日本社会運動の再出発の舞台装置を整えることに、一人の弁護士として微力ながら参加いたしました。これは私にとって大いなる喜びであり、まことに幸せなことでもあります。

さて、当日の午後2時から解放運動犠牲者救援会、自由法曹団、朝鮮人団体の共催で日比谷公園の野外音楽堂において“府中組”の出獄政治犯を歓迎する「自由戦士出獄歓迎人民大会」を開くことになっておりました。この集会開催

は、伊藤憲一さんが提案されて決まったものです。そして、この集会については私が10月8日に府中刑務所を訪ねたときに徳田球一さんに直接伝え、了解を得ておりました。

私は神山茂夫さんの出獄を手伝って、その足で彼をつれて集会に参加し、彼も私も短い挨拶をすることになっておりました。ところが彼は前日の夕刻、突然釈放となったのですが手続上、問題が生じ、私が立ち会って処理することになり、それで豊多摩刑務所に出向いたのです。けれども神山さんは10日昼、これも突然占領軍のジープがやって来て彼を連行し、集会と一緒に参加できなかったのです。詳しくは神山茂夫著『わが遺書』（現代評論社、1975年）をご覧ください。

会場は芝区田村町の飛行会館5階の講堂に変更となりました。私は集会が始まった直後に到着しましたが、会場は超満員で、出勤時の山手線の電車のようにぎゅうぎゅう詰めだったので、

「自由戦士出獄歓迎人民大会」に徳田球一さんや志賀義雄さん、神山茂夫さんらが出席できませんでした。この資料（前出「獄中の共産党幹部の釈放」）にも書かれていますが、徳田さんらはアメリカ占領軍の第8騎兵師団に尋問のために連行されたのです。

ともあれ、この日の「自由戦士出獄歓迎人民大会」は伊藤憲一さんの司会で始まり、自由法曹団を代表して布施辰治さんが挨拶し、朝鮮人団体を代表して金斗鎔さん、それに酒井定吉さんや人民文化同盟の中西伊之助さんが演説をなさったのです。いずれも天皇制専制政治、とりわけ治安維持法と特高の弾圧の数々を挙げてこれを糾弾しておりました。演説の途中、司会者から宮本顕治さんが網走刑務所から釈放されましたという報告がなされると、会場に「うおっ」と歓声があがりました。

「自由戦士出獄歓迎人民大会」には栗林敏夫弁護士も出席され、彼や私も短い挨拶をしました。参加者は1000人をかなり超えていて、伊藤さんは泣きながら司会をしていましたね。新しい時代の始まりにみんな興奮していたのです。集会終了後、参加者は赤旗を立てて占領軍の司令部のある明治生命ビルまで、しとしと雨が降るなかをデモ行進しました。10月10日はほんと

うに感動的な一日でした。日本の社会運動はこの日をもって勇躍、再出発したのです。

何回にもわたっての貴重な証言、有難うございました。証言は三回に分けて発表したく存じます。テープを起こして編集し、原稿化ができましたらお送りいたしますので加筆補正をお願いいたします。

梨木 承知しました。

【付記】証言では、1945年11月7日における「解放運動犠牲者追悼全国大会」(東京・共立講堂。解放運動犠牲者救援会と自由法曹団との共催)や、自由法曹団が取り組んだ内務省と警視庁に対する押収図書・資料の返還運動についても言及されていた。いずれも日本現代史研究ではこれまで紹介されていない史実であり、注目されるが、本稿では紙幅の関係でこれを割愛した。(吉田健二)

しごと

福祉の

しごと

◎好評の姉妹書

一番ヶ瀬康子監修

A5判・並製・488頁 定価三二〇〇円(税込)



介護のしごと

一番ヶ瀬康子 監修

川井龍介 著

■定価二〇〇〇円十税

A5判・並製・224頁

◎日本全国の家庭や施設で働く31人へのインタビューで構成。

ホームヘルパー、看護婦、保健婦、理学療法士、ケアマネジャーなど
介護の現場にいる人たちは毎日どんな仕事をしているのか?
就職ガイドではわからない「介護の仕事」のすべて。

今、もっとも注目を浴びている仕事への招待 新刊

旬報社

東京都文京区目白台2-14-13 TEL03-3943-9911